

～通院による精神疾患の治療が必要な方へ～

自立支援医療費（精神通院医療） 制度のご案内



【申請窓口：各保健センター】

名称	〒	住所	電話番号
北区中央保健センター	700-8546	岡山市北区鹿田町一丁目 1-1	086-803-1265
北区北保健センター	700-0071	岡山市北区谷万成二丁目 6-33	086-251-6515
御津・建部分室	709-3198	岡山市北区建部町福渡 489	086-722-1114
中区保健センター	702-8002	岡山市中区桑野 715-2	086-274-5164
東区保健センター	704-8192	岡山市東区西大寺中野本町 4-5	086-943-3210
南区西保健センター	701-0205	岡山市南区妹尾 880-1	086-281-9625
南区南保健センター	702-8021	岡山市南区福田 690-1	086-261-7051

岡山市

1. 自立支援医療費（精神通院医療）とは

精神疾患の治療のために、指定医療機関（各都道府県等から指定をうけた病院等）に通院する場合、通院医療費の自己負担割合が1割になる制度です。

※入院中の医療費には適用されません。

※通院する医療機関・薬局・訪問看護ステーションは、原則1か所に限られます。（院内処方と薬局の併用は可能です。）

2. 対象となる方

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患又はてんかんを有する方で、通院による治療を継続的に必要とする程度の病状にある方です。

※対象となる医療費は、診察料・薬代・精神科訪問看護・精神科デイケア等です。

※精神疾患以外の治療・投薬等は対象となりません。

3. 自己負担額について

自己負担額は原則1割ですが、利用者本人の収入や「世帯」*1の所得・疾患に応じて月額自己負担上限額が設定されています（下表）。

毎月の自己負担上限額が設定された方は、定められた上限額に達するまでは1割の自己負担となり、上限額に達すると、以降の該当月の自己負担がなくなります。

生活保護世帯	「世帯」が市町村 民税非課税 (本人収入≤80万円)	「世帯」が市町村 民税非課税 (本人収入>80万円)	「世帯」の市町村 民税額（所得割） <3万3千円	3万3千円≤ 「世帯」の市町村 民税額（所得割） <23万5千円	23万5千円≤ 「世帯」の市町村 民税額（所得割）
【A】	【B1】	【B2】	【C1】	【C2】	【D】
自己負担 0円	上限月額 2,500円	上限月額 5,000円	上限月額は設定されません		公費負担対象外
			【重 度 上 限 月 額 5,000円	【か つ 継 続】*2 上 限 月 額 10,000円	上 限 月 額 20,000円*3

*1 「世帯」は、住民票上の世帯に関わりなく、受診者が加入している医療保険によって判断します。

*2 「重度かつ継続」は疾病の種別等によります。

4. 有効期間

有効期間は1年間です。

新規申請の場合は、保健センター受付日から1年以内の月の末日です。継続して認定を受ける必要がある場合（再認定）は、有効期間が終了する日の3か月前から申請できます。継続をご希望の方は、早めのお手続きをお願いします。

※継続手続きに関するご連絡・ご案内はしておりませんので、期限切れにお気を付けください。

5. 申請方法

【必要なもの】（申請書等は各保健センターにあります。）

(1) 自立支援医療費支給認定申請書

(2) 診断書（精神通院医療用）

※再認定（更新）申請については、前年に診断書を提出している場合は不要です。
ただし、有効期間経過後は新規申請となるため診断書の提出を要します。

(3) 健康保険証（写しでも可）

- ・ 社会保険の場合 : 被保険者本人及び受給者の保険証
- ・ 国民健康保険の場合 : 同一記号番号の方全員の保険証
- ・ 後期高齢者の場合 : 同一世帯の後期高齢者全員の保険証

(4) 個人番号（マイナンバー）がわかるもの

（マイナンバーカード、マイナンバーの入った住民票など）

※マイナンバーカード以外を提示する場合は身分確認書類が必要です。

※受給者が18歳未満の場合には保護者のマイナンバーがわかるものが必要です。

※同一保険世帯の方の課税状況等をマイナンバーで確認する場合、対象の方のマイナンバーがわかるものが必要です。

※身分確認書類とは、公的機関発行の身分証明書（写真付き）1点（例：障害者手帳、運転免許証など）、写真が付いていない場合は2点（健康保険証、介護保険証、年金証書など）

(5) 「同意書及び収入申告書」（令和6年7月1日～令和7年6月30日に申請する場合）

※以下に該当する方は**所得を確認する書類**が必要です。

① 令和6年1月1日時点で岡山市に住民票がない方

→令和6年度市町村民税課税・非課税証明書等（市民税所得割額がわかる書類）をご用意ください。

② 市町村民税非課税世帯で、受診者本人（受診者が18歳未満のときは保護者）が障害年金等を受給している場合

→令和5年中の所得を確認する書類（年金証書、年金等の振込の記載がある通帳等）をご用意ください。

※証明書等の提出に代えてマイナンバーを提出することにより、関係機関との情報連携が可能です。ただし、情報が取得できなかった場合、改めて証明書等の提出を求めることがありますのであらかじめご了承ください。

(6) 受診を希望する指定医療機関（薬局、訪問看護ステーションを含む）の名称及び所在地がわかるもの

(7) 精神科訪問看護指示書の写し

※訪問看護ステーションの利用を申請する場合。

(8) 自立支援医療受給者証（すでに持っている方のみ）



【精神障害者保健福祉手帳との同時申請について】

- (1) 精神障害者保健福祉手帳の新規申請または更新申請と同時に自立支援医療費（精神通院医療）の新規申請または更新申請を行う場合に限り、手帳用診断書を提出することにより両方の手続きを行うことができます。
※手帳の申請を「年金証書」で行う方は対象外です。別途、自立支援医療用の診断書の提出を要します。
- (2) お持ちの手帳と自立支援医療費受給者証の有効期間終了日が異なっている場合、自立支援医療費受給者証の新規申請または更新申請時に限り、有効期間を短縮することで手帳の有効期間終了日に合わせることが可能です。
ご希望の方は申請時に受付職員にお申し出ください。

6. 申請内容の変更について

受給者証に記載された内容に変更等がある場合は、以下の書類をご用意いただき速やかにお手続きをお願いします。なお、ご氏名・ご住所・保険証（所得の変更がない場合）の変更については、お持ちの受給者証に変更内容を記載・押印し、変更後の受給者証は郵送いたしませんのでご承知ください。

◎氏名、住所の変更

- ・新しい名前や住所がわかる書類（運転免許証、健康保険証、住民票など）

◎健康保険証の変更

- ・新しい健康保険証（写し）
- ・加入している医療保険の「世帯」で所得の変更がある場合は、所得を確認する書類が必要です（「5. 申請方法」の（5）参照）。

◎医療機関（薬局、訪問看護ステーションを含む）の変更

- ・変更先の指定医療機関の名称等がわかるもの
※訪問看護ステーション変更の場合、精神科訪問看護指示書の写しが必要です。
※変更の手続きをした日以降が制度の対象となります。

◎医療機関（薬局、訪問看護ステーションを含む）の追加

- ・追加する指定医療機関の名称等がわかるもの
※訪問看護ステーション追加の場合、精神科訪問看護指示書の写しが必要です。
※申請内容により審査委員会の審査を要する場合があります。詳しくは窓口でご相談ください。
※追加の手続きをした日以降が制度の対象となります。

7. 申請窓口・受付時間

申請窓口：市内各保健センター

受付時間：（祝日・年末年始を除く）月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※申請は、代理の方でも行うことができます。郵送による申請は受け付けておりません。



発行 岡山市こころの健康センター 令和6年8月
〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1-1
TEL 086-803-1272